

合 格 基 準

1. 配点

配点は、一題につき1点とする。
(必須6科目計40点、全科目計60点。)

2. 合格基準

一部免除者(水道法施行規則第31条の規定に基づき、試験科目の一部免除を受けた者をいう。)においては次の(1)及び(3)、非免除者(全科目を受験した者をいう。)においては次の(1)～(3)の全てを満たすこととする。

- (1) 必須6科目(公衆衛生概論、水道行政、給水装置工事法、給水装置の構造及び性能、給水装置計画論、給水装置工事事務論)の得点の合計が、24点以上であること。
- (2) 全8科目の総得点が、36点以上であること。
- (3) 次の各科目の得点が、それぞれ以下に示す点以上であること。

・ 公衆衛生概論	1点
・ 水道行政	3点
・ 給水装置工事法	4点
・ 給水装置の構造及び性能	4点
・ 給水装置計画論	2点
・ 給水装置工事事務論	2点
・ 給水装置の概要	4点
・ 給水装置施工管理法	4点